令和７年度第３回太宰府市国民健康保険運営協議会　議事録（要約）

と　き：	令和８年１月 22 日（木）午後 1 時 27 分～午後 2 時 42 分
ところ：	太宰府市役所３階　庁議室
出席者：	太宰府市国民健康保険運営協議会委員（出席７名　欠席３名）、太宰府市（市民生活部長、国保年金課長、納税課長、元気づくり課長、国保年金係長、国保年金係職員）
傍聴者：	１名

■議事案件

（1）令和８年度国保事業費納付金および標準保険料(税)率の本算定結果に基づく令和８年度太宰府市国民健康保険税率について

①　令和 8 年度福岡県国保事業費納付金･標準保険料(税)率〈本算定結果〉と本算定結果に基づく令和８年度太宰府市国民健康保険税率等の試算

②　令和８年度太宰府市国民健康保険税率について

（2）令和８年度太宰府市国民健康保険税の税率に係る答申案について

■その他

事務局

皆様こんにちは。本日は年初めの大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、令和７年度第３回太宰府市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。

まずはじめに、髙原市長が１月１日に就任しております。市長が出席をさせていただいておりますので、ここで皆様にごあいさつを申し上げます。

（市長挨拶）

それでは続きまして、報告でございます。

本日は、10 名中 7 名の委員のご出席をいただいており、過半数を超えておりますので、太宰府市国民健康保険運営協議会規則第７条第１項の規定によりまして、本運営協議会が成立していることを報告いたします。

また、本日は傍聴の方がいらっしゃいますので、ご報告いたします。

続きまして、本日の資料の確認をお願いいたします。

事前に送付しておりました、レジュメ、議事案件資料としまして冊子状の「資料 1」と、別紙として「資料 1-（1)」、以上となります。

皆様、資料はお揃いでしょうか。不足がございましたら事務局にお申し付けください。

それでは早速、次第に沿って進めさせていただきます。

ここからの進行につきましては、会長にお願いいたします。

会長

それでは、次第の２「議事案件」に入ります。
本日の議事案件は２件でございます。
はじめに、「(1) 令和８年度国保事業費納付金および標準保険料（税）率の本算定結果に基づく令和 8 年度太宰府市国民健康保険税率について」、事務局から説明をお願いします。

事務局

はい。それではご説明を申し上げます。
令和 8 年度太宰府市国民健康保険税の税率について、12 月の第 2 回におきましては、仮算定結果に基づき、国保税率の試算をお示しいたしまして、協議の結果、次回、本算定結果に基づく国保税率の試算を提示後に審議を行うということとなっておりました。
1 月 9 日金曜日に、令和８年度の国保事業費納付金および標準保険税率の本算定結果が示されましたので、今回はその内容と、これに基づく本市の国保税の負担等をお示しいたしまして、本市の令和８年度の国保税率の見直しに関する答申案につきまして、一定の結論に至ることができたらと考えております。
それでは、お手元の冊子状の資料に基づき説明をしていきたいと思います。

資料の４ページをお願いいたします。
本算定の国保事業費納付金は赤枠で囲っております、1,381 億円と仮査定でお示しいたしました 1,415 億円から 34 億円の減となっております。
また、決算剰余金は前回お示しいたしました令和６年度決算における決算剰余金 73 億円のうち 46 億円が県の基金に繰り入れられ、激変緩和財源として本算定の際に活用されることとなっております。

次に５ページをご覧ください。
表は納付金算定に用いられた県内市町村の年齢調整後の医療費指数であり、全国平均を１とした数値ですが、本算定では 0.989 と仮算定でお示しいたしました 0.990 とほぼ変わらず、県内で２番目に低い医療費水準となっております。

次に、６ページをお願いいたします。本算定結果における県内市町村の医療費水準、所得水準状況をお示ししておりますが、前回仮算定の際にお示しした内容とほぼ変わっておりません。

７ページをお願いいたします。県内市町村の納付金の本算定結果をお示ししております。ただし、こちらは激変緩和措置がなされる前の数字となっております。
１人当たり納付金をご覧ください。
本市は赤枠部分でございますが、前回お示しいたしました県の決算剰余金を活用しない場合の仮算定結果が 159,642 円でしたが、本算定ではこちらにあります通り、156,521 円と 3,121 円の減となっております。

続きまして９ページからは、本算定結果に基づく令和８年度太宰府市国民健康保険税率の試算についてご説明申し上げます。
９ページをお願いいたします。こちらは前回同様、県から示されまし

た本算定結果に基づく、本市の納付金額と標準保険税率となります。ページの上部に、令和8年度の本市の納付金額を区分ごとに改めて記載しております。

納付金額は医療分が11億4,649万68円、後期高齢者支援金分が4億1,086万9,790円、介護納付金分が1億3,649万715円、子ども・子育て支援金分が3,735万4,789円で、納付金合計が17億3,120万5,362円で、1人当たりの納付金額が15万5,544円となっております。先ほど7ページをお示しいたしました激変緩和措置前の1人あたり納付金額と比較いたしますと、977円の減となっており、これが激変緩和措置の影響額と言えます。

その下に県の本算定結果として、あわせて県から示されました本市の標準保険税率を、区分ごとに記載しております。

まず医療分につきましては、所得割が7.01%、均等割が1人当たり27,132円、平等割が世帯あたり28,623円となっております。

後期高齢者支援金分は、所得割が2.73%、均等割が1人当たり9,877円、平等割が世帯あたり10,925円となっております。

介護納付金分につきましては、所得割が2.18%、均等割が1人当たり17,378円となっております。

そして、令和8年度に新設される子ども・子育て支援金分に係る税率が、所得割が0.24%、均等割が1人当たり1,156円、平等割が世帯あたり1,119円となっております。

また18歳未満の被保険者に係る均等割を10割軽減といたしまして、18歳以上の被保険者で負担するということで前回ご説明をしておりました。均等割1,156円のうち18歳以上の被保険者で分かち合う金額が70円ということです。

次に、10ページ11ページをご覧ください。

こちらの表につきましては、標準保険税率と現行税率の比較、およびそれぞれの税率におきまして、10ページには今回示されました本算定結果に基づく国保税の予想収支に係る試算結果。11ページが、前回お示しした仮算定結果に基づく試算結果を比較できるように並べております。

現行税率、標準保険税率とその中間値において、令和8年度納付金を賄うために必要と考えられる税の収納総額、予想される収納見込み額とその過不足を示したものとなります。

まず、表の真ん中にあります標準保険税率ですが、本算定と仮算定を比較いたしますと、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分いずれも所得割が増、均等割、介護納付金分を除く平等割は減となっております。

現行税率をご覧ください。それぞれ過不足額をご覧いただきたいのですが、医療分では、仮算定結果では487万6,440円の赤字となっていたのが、本算定結果では1,382万7,681円の黒字となっております。

同じように本算定分を見ますと、後期高齢者支援金分が4,580万2,606円の赤字、介護納付金分が620万1,197円の赤字と仮算定時と比較し赤字額が縮小されております。

また、子ども・子育て支援金分につきましては、来年度から新たに発生するものですので、表のとおり子ども・子育て支援金を0といたしますと標準保険税率における収納見込額3,540万3,585円からその下の過

不足額にある黒字分54万4,541円を差し引いた3,485万9,44円が赤字分として加わることとなります。
その下には、現行税率に据え置いた場合の過不足分の合計額を3つお示ししておりますが、▲7,303万5,166円は現行税率のままとして子ども・子育て支援金を含めない場合の値であり、令和8年度国保税率に子ども・子育て支援金を標準保険税率どおりで導入した場合は、標準保険税率の黒字分3,540万3,585円にて相殺されますことから、差引▲3,763万1,581円まで赤字が縮小されます。
その下は、中間値を採用した場合の合計過不足額となります。
なお、前回も説明しましたとおり、本市の財政調整基金残高は令和7年度末で3億3,603万9,305円となる見込みとなっており、こちらを使って保険税の激変緩和を図ることが可能かと考えられます。

続きまして12ページには、世帯のモデルケースごとに現行税率標準保険税率、その中間値を当てはめた場合の令和8年度年間税額の試算結果および今年度との差をお示ししております。
仮算定結果と比較いたしまして、単身世帯では下がっておりまして、他の部分では上がっていますが、傾向といたしましては仮算定結果分の時と変わってはいないという状況でございます。
前回も申し上げました通り、一般的な傾向といたしましては、国保税の軽減判定所得を下回る世帯につきましては、軽減が適用され、税額が下がることから、軽減に該当するかしないかのボーダーラインを超えたあたりの方が、所得がさほど多くないのに軽減がかからないということで、人より多く国保税を払っているという「負担感」をより感じる方がおられるかと考えております。

次にA3サイズの資料1の別紙をご覧いただきます。ちょっと字が小さくて申し訳ないんですけれども、そちらの方は参考といたしまして、世帯のモデルケースをより細分化して試算したものとして、令和8年度の国保税改定の影響比較一覧をお示ししております。
1枚目には、縦軸に世帯構成、横軸に世帯の給与収入・給与所得別の試算内容を、2枚目以降は1枚目を世帯構成ごとに整理したものをお示ししております。
見方といたしましては、2枚目の方が1枚目を拡大したようになります。まず、1枚目は単身世帯です。給与所得が108万円以下、給与所得が43万円以下の欄をご覧ください。
縦軸には、世帯構成、介護、18歳以上とありますけれども、介護は介護納付金の対象者で、40歳から64歳に該当する方に丸印をつけています。また、18歳以上とは、子ども・子育て支援金の納付対象者であります。丸印をつけて、世帯の対象人数がわかるようになっております。
また、ケースとなりますけれども、こちらは現行税率、現行税率に子ども・子育て支援金分、標準保険税率、その中間値の4つのケースにおきまして、保険税額と、あとその横にある増減額というのは現行税率を比較した差を記載しております。
また、軽減区分に該当するところにつきましては、例えば、軽減割合7割と書いておりますけど、これが軽減区分になっております。
2番目以降も、世帯構成ごとに分けておりますので、参考までにご覧いただければと思います。

続きまして 13 ページ目からは前回お示しいたしました、令和 8 年度太宰府市国民健康保険税にかかる検討方針をベースにいたしまして、本算定結果を踏まえたポイントをご説明いたします。

14 ページをお願いいたします。

まず、1 の本算定結果が示された際の方針案につきましては、

（1）医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分、

案①、本算定に基づく標準保険税率のどおりとするもの。案②、現行税率と案①の範囲内の任意の値。先ほど例として中間値を挙げていますが、それぞれ任意の値に調整できます。案③、現行税率どおり据え置く案。案④、現行税率より引き下げる案、を上げておりました。

次に（2）子ども・子育て支援金分につきましては、(1) の案①、案②と同様の内容を上げております。

なお、子ども・子育て支援金分につきましては、8 年度から 3 年かけて段階的に本来の値まで引き上げられる予定となっていることから、案①を採用したとしても 9 年度以降も見直し検討が生じることとなります。

なお、実際の答申におきましては、(1) 案②④と（2）案②では各区分の税率までご提示いただければと思います。また、均等割、平等割につきましては、端数処理により 100 円未満を切り上げ 100 円単位とさせていただければと思います。

次に、15 ページをお願いいたします。

こちらは、前回の資料に今回の本算定を踏まえ、「仮算定時からの変動要因」および「将来の国保（料）税率の県内統一化」について現時点での状況を追記しております。

2 の「主な変動要因」についてですが、2 つめの黒丸、福岡県国保会計における令和 6 年度決算剰余金の活用については、決算剰余金から激変緩和措置として 46 億円の活用がありましたが仮算定時と同様、標準保険税率は、医療分の所得割以外は現行税率より上回っております。

3 つ目の黒丸、子ども･子育て支援金分の賦課限度額について、仮算定で示されていなかった子ども･子育て支援金分の賦課限度額については、国が示す改正案によると「3 万円」となるのではないかと推察されます。

また今回示されました標準保険税率につきましては、所得割 0.24%、均等割 1,086 円、18 歳以上均等割 70 円、平等割 1,119 円、と負担もさほど大きくないものと思われ、8 年度から 3 年間かけて段階的な引上げが予定されていることを鑑みると、初年度から標準保険税率どおりの導入でもよろしいかと考えます。

一方で他の医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の改定につきましては、子ども・子育て支援金分の導入の年に同時に行いますと、市民の負担感という点で大きな反響が出てくるのではないか、との懸念がございます。

3 の将来の国保税率の県内統一化につきましては、前回もご説明しましたとおり、令和 15 年度では県内市町村すべてが必ず統一の保険税率としなければならず、またそれ以降は 3 億円余あります財政調整基金を激変緩和のために活用できなくなる見込みであるため、検討に当たりましては、統一化の期限であります令和 15 年度まであと 7 回ほど検討の

猶予がございますので、その間に基金を活用しながらどのように被保険者の皆様に負担感を抑制しながら段階的に近づけるかを考える必要があるかと考えます。

16 ページにつきましては、参考までに、これまでの国保税率の推移を示してますが、ご説明は前回しておりますので割愛させていただきます。

17 ページから 20 ページまでは、これまでの運営協議会答申の中から、まず 17 ページから 19 ページまでは、国保税率の改正を答申いたしました。令和元年度国保税率に係る答申書の写しを、20 ページには 3 区分すべて据え置きを答申いたしました令和 2 年度国保税に係る答申書の写しをお示ししています。
本日この後国保税率について検討いただきますが、方針がまとまりましたら、答申書を作成いたしますのでご参考としてご覧いただければと思います。

それでは最後のページになります 21 ページをご覧ください。このあと、令和 8 年度の国保税率にかかる運営協議会答申の方向性についてご検討いただきますが、1 の「子ども・子育て支援金分の導入について」と 2 の医療分、後期高齢者支援金分」「介護納付金分」についてそれぞれご提案いただきたいと考えております。
ご発言の際は、例えば 1 の「子ども・子育て支援金分の導入について」は①の「標準保険税率どおり」をというように、セットでご発言いただき、その理由を併せてご発言をお願いします。なお、1 の③と 2 の④のその他は、具体的にその前の選択肢以外、例えば標準保険税率の 3 分の 1 にするとか、医療分の所得割だけ改定する、など具体的な内容とその理由をお答えいただきますようお願いいたします。
説明は以上です。

会長　ただ今、事務局から説明がありましたが、先にご質問から受けまして、その後審議に入っていこうと思います。
まずは、資料について、皆様から何かご質問はございますか？

Ａ委員　12 ページの説明で、軽減がかからないギリギリの方がものすごく負担を多く感じる場合や、他にも負担感をすごく感じる方があるかもしれないというところで、その負担感を緩和する措置を事務局として何か方法を検討されたとかありますか。

事務局　そこの部分だけを切り抜いて、負担感を調整するというのは実際問題難しいことだと思いますので、全体的に緩和措置をするかどうかというところであれば、検討する必要があるかと思います。

Ａ委員　この所得があまり高くなくて、子どもさんを育ててらっしゃる方は、この表を見ると、かなり厳しいなっていう印象があるのですが、なるべくその負担緩和をするために、どういう率を下げるのか、額を下げるのか、平等割や均等割とかありますけども、効果的な方法で検討とかできますか？

事務局　世帯員が多い家庭につきましては、当然均等割を。所得の部分につきましては、所得割を扱うということになってくると思います。ただ、どこの税率にしても、必ず境が出てくるので、負担感を感じる層は一定数出てくるかと思います。どう調整するかというところは難しいところで、例えばもう個別に、実務的な話になりますけれども、分納や納税相談をするとかですかね。

Ａ委員　少なくともそういった厳しそうな、少しでも緩和するとすれば、やはり均等割をなるべく抑える。所得が低いということは、所得割がちょっと上がっても、そんなに影響がないと思うのですよね。
所得の高い方の率をちょっと上げれば、国保税の収入としては、金額が増えてくると思います。なるべくそういう形で厳しい世帯に少しでも負担感が和らぐような工夫にしてもらえたらいいかなと。いろんな弊害の話を、決められた仕組みの中でしなければいけないので難しい点はいっぱいあると思いますが。

会長　他にご質問ございませんか。

Ａ委員　15 ページの基金です。どういうふうに活用していくか、何かお考えとかありますか。

事務局　こちらに挙げておりますが、15 年度には統一しないといけないというところを逆に言えば 7 年間猶予があるということです。必ずしも初年度からぐっと引き上げるというところまで切羽詰まっていないと考えております。
実際、今まで取り崩してという事態までは至ってないということもあります。ただ医療費水準が年々反映されなくなるということは、税率をずっと据え置きや、上げないでおきますと、いざというときに、一挙に上げるということになります。やはり厳しいところはありますので、少しずつでも上げる必要があるかなと思っております。先ほど説明いたしましたように令和 8 年度につきましては、子ども・子育て支援金分が新たに導入するということで、元々の税率からの引き上げは不可避な部分もありますので、いきなり上げるかどうかの議論になってくると思います。

Ａ委員　令和 2 年度から 7 年度までずっと据え置きですよね。ここにきて上げるということは委員として、心苦しいところがあります。今まで 6 年間据え置きできた要因とかがあればよろしいでしょうか？

事務局　理由はいろいろあると思うんですけれども、例えば医療費の方が実際想定していたよりも少なかった、あと収納率が想定していたよりも多かったので、決算剰余金が出たなどと考えられます。
元々納付金制度は、県として「納付金が足りなくなったからもう一度くれませんか」とはできません。県が想定より多い数値を提示してくるものではないかというところもありますので、先ほど申し上げましたように、その先がどうなるかというところはまだわからないというところもあります。

会長　よろしいですか。ほかにご質問ございませんか。
　では次に、②の審議に入っていきたいと思います。ご意見を述べられる際は、資料１の最後のページにあります「運営協議会の答申の方向性について」を参考に、
「1．子ども・子育て支援金の導入について』の何番、「2．医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分について』の何番」というふうにお考え出していただき、よろしければそれぞれの理由についても簡潔にご説明いただけると助かります。どなたからでも結構ですので、ご意見をお願いします。

Ｂ委員　私としましては、現在の国政状況、諸物価の高騰、財政調整基金の活用等々を鑑みて、子ども・子育て支援分については新制度であり、被保険者に周知するためにも標準保険税率通りにいくことが適当と考えます。他の既存の３つの区分については同時に引き上げることは、被保険者の負担感が大きく感じられること、また３億円余の財政調整基金での対応も可能なことから８年度は現行税率に据え置いて、９年度以降に再度検討する方向が望ましいと考えます。１の１番、２の１番ということになります。以上です。

Ａ委員　私も同じ意見です。

会長　他の方はいかがでしょうか。

Ｃ委員　６ページを見ますと、所得水準が高くて、しかも医療費水準は低く抑えている望ましい形になってると思います。
　新年度から子ども・子育て支援金分が入ってくるから、まずそれを入れることを第一に考えて①です。所得水準が大きいということは、逆に言えば税を払う余裕が他市より少しあるんじゃないかと推測します。
　それ以外の区分については、来年度から検討した方がベターかなと私は思います。１の１、２の１です。

会長　ほかにございませんか。
　今ご意見がありましたけど、子ども子育て支援金分とその他区分について１番ということです。ほかにご意見ありましたら、よろしくお願いいたします。（意見なし）

事務局　でしたら、どちらも１で良いということで、皆さんがよろしければ、それでまとめていただいてもよろしいですか。

会長　それでは挙手をとりたいと思います。
1－1でよろしいでしょうか？（全員挙手）
2－1で賛同される方、挙手でお願いします。（全員挙手）
どうもありがとうございました。
　最後のページを見ていただきたいと思います。ご了解いただきましたので、よろしくお願いいたします。

事務局　審議ありがとうございます。それでは、次の議事に入ります前に、今

回の方針を踏まえました答申の素案を作成いたしまして、委員の皆様に配付をさせていただいて、その素案をたたき台に、協議をいただければと考えておりますので、ここで休憩を入れさせていただきたいのですがいかがでしょうか？

会長　事務局から提案がありましたので、25 分まで休憩ということでお願いしたいと思います。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。今から作成いたしますので少々お待ちください。

（休憩）

少し時間が早いようですけれども、準備が整いましたので、答申案について事務局からご報告をお願いしたいと思います。

事務局　福岡県より示された標準保険税率を認識するとともに、先ほどの国保税を段階的に引き上げるという選択肢も踏まえつつ、令和 8 年度においては、子ども・子育て支援金分の創設による引き上げを要することに加え、相当額の基金があるため、さらなる引き上げで国保税の負担増にご理解いただくのは難しいと思います。令和 8 年度は、既存の医療分、後期高齢者支援金分および介護納付金分については一旦据え置きとし、その先に関しては今後継続して論議してはどうかという結論になったかと思います。ただいまお手元にお配りいたしました答申案についてですが、1 の答申内容に理由の案を記載しております。
また、付帯意見にこれまでの事務局からの説明やご審議の中でいただいたご意見を踏まえて、4 点ほど事務局から案を提示させていただきました。
事務局にて朗読いたしますので、その後にご意見等がありましたら頂戴いただければと思います。

（答申（案）読み上げ）

会長　ありがとうございました。
答申（案）は、前方のモニターに写っていますが、事務局のパソコンにつながっており、修正作業の状態が皆様にも見えるようにしています。これから委員の皆さんから加筆修正のご意見があればその都度修正していきます。項目ごとに切っていきながら内容を確認していきますので、皆さんのご意見をお願いします。
まずは 1 ページ目から 2 ページ 3 行目までの「題名及びかがみ文」と「1 答申」までで何かございますか。

Ｂ委員　子ども・子育て支援金分の数字はどこを参考にしたらいいですか。

事務局　資料 1 の 10 ページをご覧いただければと思います。県が示す標準保険税率は 1 円単位で示していますが、先ほど課長が説明の中で申し上げました通り、100 円未満の部分を切り上げとさせていただいております。

会長　次に「2 理由」で、2 ページ 17 段目の理由までで、ご意見等ございますか。

C委員　3の付帯意見のところですが、質問してもいいですか。
データヘルス計画に基づくと書いておりますが、このデータヘルス計画ですね。歯科がないのですよ。背景は理解できる。圧倒的に医科はお金がいっぱい動きますから。保険を圧迫してるのは歯科ではない。ただ、医科を低く抑える可能性があります。歯周病から脳梗塞や心筋梗塞、血管が詰まってしまうという背景はあります。だから、歯科の内容を忘れてるのではないかということころを、データヘルスの会議で言ったのですけども、そういうことです。そのデータの取り方も医療機関から上がってきたレセプトによっても判断してる面があった。具体的にどういうことかというと、精神科の患者さんがある地域だけ多いんです。なぜかというと、そこに精神病院があるからで、その地域だけ心を病んだ人が多いというわけではない。
もう一つは、噛み合わせが認知症にも影響するということです。歯を残してちゃんと噛めるということは、認知症や介護にも関わってくるし、健康にもです。
そういう意味で、データヘルスの中に歯科もお忘れなく、と言いたいのが私の趣旨です。以上です。

事務局　今回の答申案の中で何かそのことを踏まえて書き替えた方がよいとか、そういう点がございますか？

C委員　答申の文言としてはこのまま作業してもらって問題ないです。

事務局　市でも取り組んでおりますが、歯科健診によって、歯の健康や医療費の適正化にも繋がるということを、今回いただいた課題も含めてまた検討させていただければと思います。ありがとうございます。

会長　ほかにありませんか。それでは、こちらを答申といたします。
なお、答申書の微修正等につきましては会長に一任ということで、これにご異議ございませんか。

（全委員了承を確認）

それでは、皆様、慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。最終的な市長への答申につきましては、事務局と日程等を調整のうえ、私のほうで行わせていただきたいと思いますので、あらかじめご了解願います。
以上で、議事案件につきましては終わります。皆様のご協力をもちまして、議事を進行できたこと感謝いたします。これにて議長の任を下ろさせていただきます。進行を事務局にお返しします。

事務局　会長どうもありがとうございました。
続きまして次第の3でございます。その他事務連絡に移らせていただきます。次回、第4回国民健康保険運営協議会の開催予定についてお知らせいたします。例年3月の下旬に今年度最後となります協議会を開催させていただいておりますので、今年度も同様に考えているところでございます。後日、候補日が整い次第、日程調整の文書を送付いたします

ので、お忙しいところ恐れ入りますが、ご回答いただきますようよろしくお願いいたします。
　皆様方からご質問等ございますでしょうか。

　（質問等なし）

　それではこれをもちまして、令和７年度第３回太宰府市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。
　どうもありがとうございました。